

令和5年3月17日
自動車局
審査・リコール課

(株) 豊田自動織機の排出ガス性能に係る型式指定申請における不適切行為について

本日、豊田自動織機より、フォークリフト等の産業機械用の現行エンジン4機種について、型式指定申請時に不適切行為があり、うち2機種は排出ガス基準を満たしていない旨の報告を受けました。

このような事態は、自動車ユーザーの信頼を損ない、かつ、自動車認証制度の根幹を揺るがす行為であり、極めて遺憾です。

国土交通省としては、豊田自動織機に対して、事実関係の詳細な調査及び再発防止策の検討を実施し、速やかに報告するよう指示しました。

引き続き、同社を指導し、環境性能の確保と再発防止の徹底について、厳正に対処して参ります。

1. 豊田自動織機からの報告概要

- 現行の産業機械用エンジン4機種において、以下のような不適切行為があった。
 - ① 部品の製造ばらつきの影響を調べるため、劣化耐久試験の途中で行う排出ガス試験の内1回を、エンジン部品を交換して実施
 - ② 劣化耐久試験において、一部の試験結果が異常値と考え、同性能の別エンジンの排出ガス測定結果と差替え
 - ③ 劣化耐久試験結果を踏まえ、燃料噴射装置を改良。改良後同試験をやり直さず、推定値を試験結果とした
 - ④ 排出ガス試験の一部で規定のエンジン運転条件の成立が困難であったため、本来設備側で設定を行うところ、エンジン側の制御ソフトの一部を変更
- 不適切行為があった4機種のうち、③に関連する2機種（フォークリフト等用ディーゼルエンジン2機種）については、排出ガス基準を満たしていない。
- 同社は、不適切行為のあったエンジン及びそれを搭載した車両について、自主的に出荷を停止する。
- 事案の全容解明及び再発防止策を検討するため、外部有識者による特別調査委員会を設置する。

2. 国土交通省の対応

- 同社の報告を踏まえて、以下のとおり同社に指示を行った。
 - 過去のエンジンを含めた事案の全容の解明と再発防止策を策定すること
 - リコールの必要なものは速やかに実施すること
 - ユーザーへの丁寧な説明や対応に努めること
- 今後、豊田自動織機に対し、速やかに調査を実施し、事実確認を行った上で、厳正に対応する。

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局審査・リコール課 是則、真下、衣本

代表:03-5253-8111 (内線 42301、42302、42303) 直通:03-5253-8595